

社会福祉法人 小山市社会福祉協議会  
車椅子移送車貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、身体機能の低下や障害等で一般の交通機関が利用できない方の社会参加を促進するため、車椅子移送車の貸し出しを行い、在宅福祉サービスの充実を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、小山市に住所を有し、下記のとおりとする。

- (1) 障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 要介護3・4・5の認定を受けている者
- (3) その他、社会福祉法人小山市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(利用の範囲)

第3条 車椅子移送車は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。

- (1) 車椅子使用者を医療機関、公的機関、福祉施設等へ送迎するとき。
- (2) 車椅子使用者が、諸行事等へ参加するとき。
- (3) 買い物、行楽等のための外出をするとき。
- (4) その他会長が特に必要と認めたとき。

(利用できる地域)

第4条 車両の利用できる地域は、原則として小山市、栃木市、下野市、宇都宮市、野木町、結城市とする。ただし、会長が認めた場合は地域を越えて使用できるものとする。

2 高速道路の使用は禁止する。

(利用料)

第5条 車椅子移送車の利用料は、無料とする。ただし、燃料代については自己負担とする。

2 使用した燃料の補充が困難な場合には、1キロメートルあたり20円の燃料代を支払うものとする。

(利用登録)

第6条 車椅子移送車の利用登録をしようとする者（以下「登録者」という。）は、登録申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定により、登録申請書の提出を受けたときは、速やかにその適否を判断し、適当な場合は登録台帳（様式第2号）に記入し登録者証（様式第3号）を発行し、不適当な場合は理由を付けて通知（様式第4号）するものとする。

(利用申請)

第7条 登録者は、貸出台帳(様式第5号)で予約状況を確認のうえ、利用申請書(様式第6号)を会長に提出するものとする。

(運転者)

第8条 利用対象者の安全を確保するため、運転者は家族とする。

(貸出期間)

第9条 貸出期間は、原則として3日以内とする。ただし、会長が必要と認めたときは変更することができる。

2 貸出及び返還の取扱い時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、貸出日が土曜日、日曜日、祝祭日、休日の場合は、その前日に貸出し、返還についてもそれらの日の翌日とする。

3 この事業は、12月29日から翌年1月3日は休業とする。

(貸出制限)

第10条 登録者は、車椅子移送車を目的以外の用途に使用し、または第三者に転貸してはならない。

2 会長は、修理、故障等の事由により車椅子移送車を貸し出しすることができなくなった場合は、登録者に対し、いつでも貸出決定の取り消しができるものとする。

(貸出期間の事故等)

第11条 登録者は車椅子移送車を借受期間中、その責に帰すべき事由により滅失、または、棄損したときは、直ちにその旨を会長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 貸出中に発生した事故に対する補償は、本会加入の保険の範囲内とし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、全て運転者が負うものとする。

3 貸出期間中における交通事故等については、登録者の責任において一切処置するものとする。

4 貸出期間における車椅子移送車の故障について、明らかに登録者の過失により生じたと認められる故障は登録者の責任において処置するものとし、それ以外の故障については、会長と登録者の協議のうえ処置する。

(貸出及び返還時の点検等)

第12条 貸し出し及び返還時における車椅子移送車の点検は、点検表(様式第7号)に基づき会長及び登録者双方において点検し、確認するものとする。

2 登録者は、返還時に車椅子移送車の内外を清掃して返還するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。